

裁量が及ぶような法律になつております。その点をふ
るにつかつていただくように今後議会の応援をさせていただきまして
猛運動を展開してまいりたいと思つております。自治体
としまして不公平な扱いを受けつゝるんだと私は断定を
しております。その見地から懸命の努力をさせていただいて
思つております。

次に墓地司令官あるいは横田墓地の市に対する態度がござ
ります。私の勘がござりますから正確であるや否やとい
うことは不適的には通用しないかも知れませんが、私の勘から
いたしますとどうも相模原事件以来いくらかのめづこくないと
いう感を受けております。そのようなこととて十月十六日に議長
のお供いたしました司令官におめにかかりその点につきまし
て素直に申しあげました。司令官とさせていただきます司令
官自身はどのような考えはないというご答弁をさせていただいた
けれどもござります。さらに十月三十一日にも司令官におめ
にかかりましてこまごまと申しあげました。さらに十一月

二日に公報副部長におめにかかり申し入れをし、最近うちに
議長とも司令官とまた数日中におめにかかりまして再度
お願いをしましてまいりたいという予定をしておりますが、
予定について司令官に話を聞いてみる最中でござりますが、
議会と墓地がもっと交流をいたしました。遠慮なく思うこ
とがいえるような機会をつくるよう強く申し入ける予定でござ
ります。

排水路における油の臭気でもござりますが、責任者といた
しまして誠に住民に申しわけない次第でござりますが、先日
の特別委員会の墓地見学ならぬに汚水の採取問題がござい
ます。横田防犯施設事務所をわづらわしまして書類に
よりましてそれから採取できるよう申し込んでいただきた
し、私とも申し込んでござりますが、先日司令官より私と
ともに書面がまいりまして府中の在日米軍司令官に福生市か
らこのような申し入れがあったと、できるうちに配慮をいた
いという書面を司令官宛に出したからその返事のありしだい市

に連絡するという通知がまいっております。

安保条約によりまして基地内の調査というものができないためまえになつております。そのようなためまえにござります。けれども市のために便宜をはかってもらいたいということを司令官から在日米軍司令官に書類をよつて申し込んであるそうにござります。これについては近いうちに返事がまいると思ひますけれども、基地の一般般な従来通りの見学等は今後申し込みがあればさしつかえないという返事はきております。

簡単に申しあげたわけでござりますけれども、要は防犯施設庁ならぬに司令官に對しましては強い態度でのぞきたいと思ひます。なお防犯施設庁のみならず基地周辺の市町、特に福生市は国の自治体として公平な扱いを受けていないんだということを痛切に感じますので、今後そのような観点にたちまして運動を展開したいと思ひますので、よろしくご後援のほどお願いいたします。

以上答弁いたします。

○十九番(大野行夫君)

ただいまの答弁で、防犯庁に對する

今までの市長の態度より非常にお伺きの態度であつていただけるように確信をよつてわけわけの努力をおしむわけにはござりません。どうか防犯庁を通してこの問題につきましては今後この基地排水工事については一般事務費にいたるまで国庫において補助をすることをオ一主義にしてこの問題は進めていったきたいと思ひます。

オ一の基地に對する問題でござりますが、たしかに市長が申されるとおりでござります。しかし問題によつては岩国においては全般的に立入り検査をやつたことも耳にしておりますので、さういふ面で強い態度を進めてつたいただきたいと思ひます。

現在の市道の破損また交通ラッシュにおけるアメリカ小生は對する態度をとるならスクールバスの市道の運行を全面的に中止するのも当然ではないかと思ひます。どうかさういふ面も司令官に強く要望をしていただきたいと思ひます。

それと、現在麻薬がばいこつており、十月頃から非常にこの問題が多くなり、ハラス等米兵が二、三人を借りて日本の女性を入れたり、また麻薬を利用した犯罪が相当起つております。そういうことも合せて司令官に申し入れました。その申し入れが実行できるければ市は横田基地に対する協力を中止するといふぐらいの態度でのもんをいたしたいと思ひますが、その点の基地に対する態度をもう一度ただしまのスクールバスの問題や麻薬の問題等と合せて、市長の意向の次を勢で進めてもらつたきたいと思ひます。そのことと要望をいたしました。私の質疑を終ります。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

本席に於いて答へて討論の通告がありますので、このより討論を行ないます。

最初に反対者から願ひます。十番 松山清君

（十番 松山清君 登壇）

○十番（松山清君） 私は本七十六号議案の契約締結について

反対討論をいたします。

私は基地排水路工事については、四十七年度当初予算審議において反対の態度を表明してきました。この基地排水路は仮よりもアメリカ基地の機能をこんな豪雨のときこそ維持すること目的として造らねたものであります。本日の読売新聞にも出ておりますように横田基地に府中のオ五空軍司令部も移設されるということで、横田基地はますます強化の一途をたどつて行くわけがシヤリます。このような基地の機能を維持する排水路をシヤリます。すでに完成してあります。南部幹線には終日基地からの汚水が、雨が降る、雨が降らないにかかわらずたい流しされております。青梅、羽村、福生地区都市下水路組合の六月二十九日時点の調査でも南部幹線の汚水はB、O、Dが一九、二PPM。都の基準は二〇PPM。C、O、Dが八、三PPM。都の基準は一PPM。このようなものが検出されております。B、O、Dは都の基準をこりこり、C、O、Dははるかにオーバーしてゐる。このような汚水がたい流しされて

おるわけでございます。

先ほどの質疑にもありましたように、この風時にはきわめて臭いの強い油が流されてくるということも事実であります。

このために当市議会、基地対策特別委員会、建設委員会、合同の基地調査を実施しようとしたところ、一方向的に調査（中止の要求）をしてきており、これがために基地内におきましての基地排水の検査ができないうという誠に重大なことが起っております。新聞等の報道によれば、立川基地での油の流出があつても東京都のGメンがいつても立入り調査が拒否されてお

り、横田基地においてもこのこととまったく同じことが行なわれたわけでございます。

このように中央幹線と同じ性格の南部幹線においてきわめて不つじう千萬なことかアメリカ軍によって引き起こされてお

り、それが何んら解決することなく現在にいたつており、その

上にまた汚水をたれ流す中央幹線を建設することは許され

ません。またこの工事にとりなう市の一般財源のどこ出し

当工事で三百八十五万円、南部幹線と中央幹線ですべて二千

万円以上の市民の血税がつぎ込まれてありきわめて問題であ

ります。さらに今までの工事によつても地区住民に大きな迷

惑を与えておるのであります。したがつてこのような点から

みて私は本基地排水路の建設を認めることはできません。

最後に、一部関係者の間ではこの排水路に一部地域の雨水を

流すことによつて今までの雨が降るたびにあふれてソタことが解

決されるのでこれを建設しなけばならないなどとソわけておりま

すが、これは市当局が長年にわたつて地域の排水工事を十分

やつてこなかったことを認めるだけのことであります。すべ

に基地排水の中央幹線が工事にとりかかったのは三年前のことで

あり、この時点で地域の雨水を中央幹線に流し込むなどというこ

とを考へないで、もっとすじめに市独自の排水工事に取り組ん

でいたならば地域住民が何年にもわたつて雨が降るたびに迷惑

をかけるということはずべてに解決済みであるはずであります。

市当局の排水工事に対するこの不十分さを基地排水路に

よって穴うめをすることは許されません。以上のような点から私は今回の契約締結については反対いたします。

以上で討論を終ります。

○議長（末次性男君）次に賛成者高波 忠君

（十六番 高波 忠君 登壇）

○十六番（高波 忠君）私は本案に対して賛成を表明するものがあります。

曰米安保条約の締結があり、基地の使用を認めらるるこの基地におかれまして雨水排水を円滑かつ効果的に処理するのが、これが排水のための路線を地形上福生市内に求めらるることはやむを得ないと存じます。私は市内の雨水を流し込むことを条件に賛成してまいりました。過去台風のためなどに大変住民の迷惑をかけたまいりました。牛浜駅西側地区の件に對しましては南幹線が完成いたしましたとしてこれが利用し流入を開始いたしましたより、市民の被害はほとんどなく大変感謝されておる現状でござります。

また松山議員は本件に對しまして三月定例会で基地排水に賛成するとかいふのではなく、工事については十分注意をしまして十分監視を行なうよう要望したいということと申されております。反対というよりむしろ本件につきましては工事を十分注意をしまして十分監視をしろということとは、私どもの印象によりますれば賛成のにおいがしたものであります。

また最近の東側地区の現状をみますときに原ヶ谷戸および七町内におきましては台風時の被害が各所において発生いたしてあります。市民に大変迷惑をかけております。これを一日も早く解決するためには本件の工事施行は早いにしてたことはなく、むしろ遅きに失した感があります。加えまして本年の予算で議令におきましてこの工事に関し議決をいたしております。

何とぞ議員各位におかれましては、本案のご理解をよせられまして賛意を賜りますことをお願いいたします。

以上簡単ですが私の思うことを申し述べまして賛成討論
といたします。(拍手)

○議長(末次性男力君) 今より議案オセテス号契約締結につ
いて起立により採決いたします。

本案は原案とおり決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(賛成者起立)

○議長(末次性男力君) 起立三十一名、多数であります。

よって議案オセテス号は原案とおり同意することに決
定いたしました。

○議長(末次性男力君) 以上をもって今日の日程は全部終了
いたします。

会議を閉じます。

このをもって昭和四十七年オ五回福生市議会臨時会を閉会
いたします。

午前十時四十五分 閉議、閉会

署名議員

福生市議議長 末次性男

議員 川村 暢吉

議員 岩田 博

議員 高須 忠

写

福総発第二二二八号

昭和四十七年十月三十一日

福生市議会議長

末次 性 男 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和四十七年第五回福生市議会臨時会の招集について

昭和四十七年十月二十八日福生市告示第二十六号（別紙参照）をもつて、昭和四十七年第五回福生市議会臨時会を十一月四日に招集したので通知します。

写

福生市告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年第五回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

昭和四十七年十月二十八日

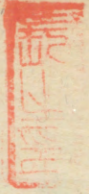
福生市長 石 川 常太郎 印

一期 日 十一月四日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 契約締結について（横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事（その一、二））
- (2) 特別委員会委員の辞任許可について
- (3) 特別委員会委員の補充選任について



福総発第二二二九号

昭和四十七年十月三十一日

福生市議会議長

末次 性 男 殿

議案の送付について

昭和四十七年第五回福生市議会臨時会に提出するため、つぎの議案を送付します。

一 議案第七十六号 契約締結について（横田飛行場周辺中央幹線排水路新設工事

（その一、二））

福生市長 石 川 常太郎



福議発第二一九号

昭和四十七年十月三十一日

福生市議会議長 末次 性男

殿

議案説明員の出席要求について

昭和四十七年第五回福生市議会臨時会にご出席くださるよう地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

一日 時 十一月四日（土） 午前十時
二場 所 福生市議会議場

なお、議事日程を別紙のとおり送付いたします。